

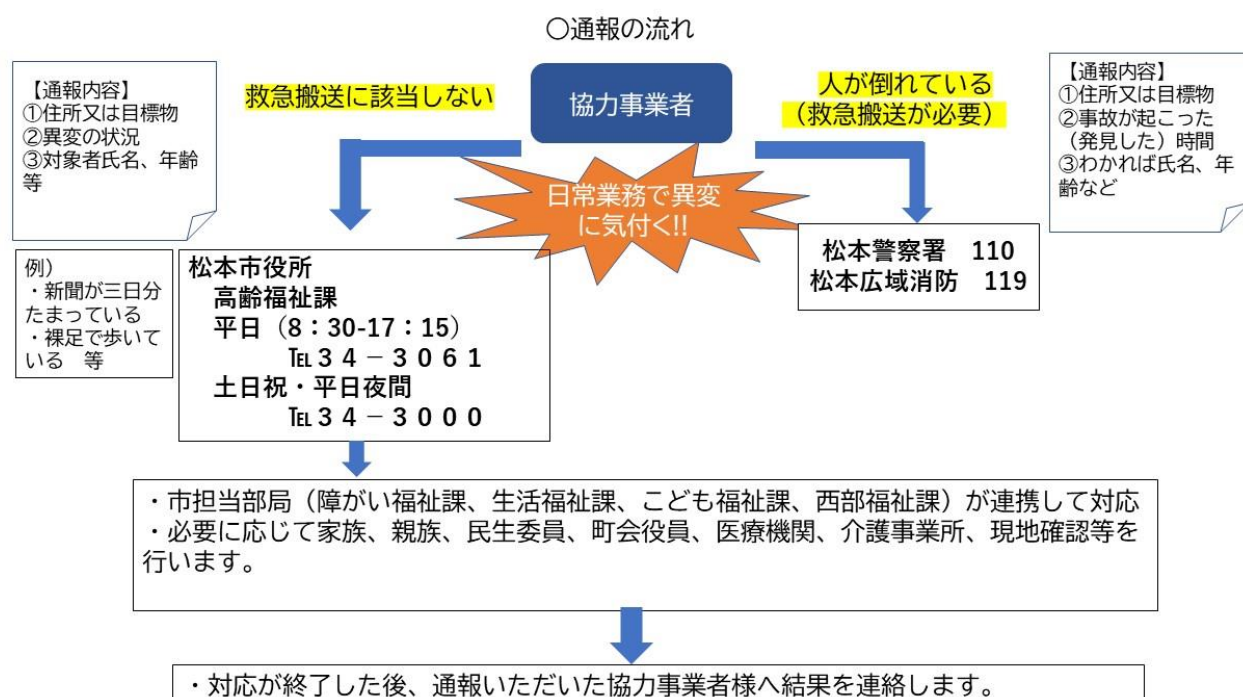
「松本市地域見守りネットワーク」事業実施マニュアル（概要版）

この事業は、松本市内に居住する高齢者、障がい者、こども等地域の中で見守りを必要とする者（以下「要支援者」という。）が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、松本市と協力事業所が連携し、要支援者に対する見守り活動を行い、地域福祉の向上に寄与することが目的です。

見守りの対象者

松本市内に居住する住民で、高齢者、障がい者、こども等地域の中で見守りを必要とする方

通報の流れ



※ 参考 松本市役所担当課 一覧

要支援者 65歳以上	要支援者 65歳未満		
	障がい者	こども	左記以外
高齢福祉課 34-3016(直通)	障がい福祉課 34-3212(直通)	こども福祉課 33-4767(直通)	生活福祉課 34-3211(直通)

異変の例

- 1 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている
- 2 洗濯物が何日も取り込まれていない
- 3 夜になっても家に明かりがつかない、あるいは日中でも明かりがつけっぱなし
- 4 家の中から異臭がする
- 5 服装が不自然のまま外出している
- 6 困ったり、迷っている様子である